

徳島市建設工事請負業者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和61年告示第121号。以下「審査要綱」という。）及び 徳島市建設工事請負業者選定要綱（平成7年告示第86号。以下「選定要綱」という。）に基づき、徳島市が発注する建設工事の競争入札及び随意契約について、請負業者（以下「業者」という。）等を公正かつ適切に格付けするために必要な事項を定めるものとする。

(最終数値の算定)

第2条 選定要綱第3条第1項に規定する最終数値の算定方法は下記表に掲げる値により、次の計算式で算定する。

最終数値（小数第1位を四捨五入）＝

$$\text{総合評定値通知書の建設工事の種類ごとの総合評定値（P）} \\ \times (1 + a + b) + c - d + e + f + g + h$$

値	算定方法
a	<p>審査基準日（審査要綱第5条第2項に定める日（審査要綱第5条第3項の規定による格付けを行う場合は、同項に定める日）をいう。以下同じ。）の属する年度の前々年度以前5箇年間に於ける工事種別ごとの工事成績</p> <p>a（小数点第3位以下切り捨て）</p> <p>＝各年度ごとの工事成績加算率（x）の合計額÷5年</p> <p>ただし、算定期間内に加算の対象となる工事の請負がない年度がある場合には、5年より算定期間内に加算の対象となる工事の請負がない年数を差し引いた年数で除する。なお、建築一式工事については、求めたaを2で除する。</p> <p>各年度ごとの工事成績加算率（x）（小数点第3位以下切り捨て）</p> $a = \frac{(A - 65) \times D + (B - 65) \times 2E + (C - 65) \times 3F}{(D + E + F + 1) \times 100}$ <p>A＝契約金額が300万円以上2500万円未満の工事に係る工事成績の平均点（小数点第1位以下切り捨て）</p> <p>B＝契約金額が2500万円以上1億円未満の工事に係る工事成績の平均点（小数点第1位以下切り捨て）</p> <p>C＝契約金額が1億円以上の工事に係る工事成績の平均点（小数点第1位以下切り捨て）</p> <p>D＝契約金額が300万円以上2500万円未満の工事件数</p> <p>E＝契約金額が2500万円以上1億円未満の工事件数</p> <p>F＝契約金額が1億円以上の工事件数</p>

b	<p>審査基準日の属する年度の前年度に徳島市優良工事施行業者表彰要綱（昭和62年6月1日制定）による優良工事表彰</p> <p>$b = 0.05$（ただし、表彰の対象となった建設工事の種類に限る）</p>												
c	<p>経営審査基準日における技術者の雇用状況</p> <p>建設工事の種類ごとに記載されている技術者職員数について</p> <table border="0" data-bbox="343 521 1197 795"> <tr> <td>1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者1名につき</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>1級技術者1名につき</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>主任技術者となる資格を有する1級技士補1名につき</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>基幹技能者講習を修了した者1名につき</td> <td>3.5点</td> </tr> <tr> <td>2級技術者1名につき</td> <td>2.5点</td> </tr> <tr> <td>その他技術者1名につき</td> <td>1.5点</td> </tr> </table> <p>c（小数点以下切り捨て）</p> <p>$= 7 \times A + 6 \times B + 5 \times C + 3.5 \times D + 2.5 \times E + 1.5 \times F$</p> <p>A = 1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者の数 B = 1級技術者数 C = 主任技術者となる資格を有する1級技士補の数 D = 基幹技能者講習を修了した者の数 E = 2級技術者数 F = その他技術者数</p>	1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者1名につき	7点	1級技術者1名につき	6点	主任技術者となる資格を有する1級技士補1名につき	5点	基幹技能者講習を修了した者1名につき	3.5点	2級技術者1名につき	2.5点	その他技術者1名につき	1.5点
1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者1名につき	7点												
1級技術者1名につき	6点												
主任技術者となる資格を有する1級技士補1名につき	5点												
基幹技能者講習を修了した者1名につき	3.5点												
2級技術者1名につき	2.5点												
その他技術者1名につき	1.5点												
d	<p>指名停止又は指名排除の状況</p> <p>$d = 10 \times N$</p> <p>N = 申請日の前年1月1日から12月31日までの間に指名停止又は指名排除措置を受けた月数（指名停止の期間の始期の属する月は1月として扱い、終期の属する月がその日を持って満了しない場合は、この月を切り捨てる。）</p>												
e	<p>経営審査基準日における建設業従事職員数</p> <p>$e = \text{建設業従事職員数} \times 1.5$</p> <p>（小数点以下切り捨て。ただし、150点を上限とし、建設業従事職員数が5人に満たない場合は、$e = 0$とする。）</p>												
f	<p>工事成績による加減点</p> <p>審査基準日の前々年度1年分の工事成績について、1件ごとに次の式により加減点を行う。この場合の加減点は、評価対象の工事種別に対して行う。</p> <p>80点を超える工事 $(\text{得点} - 80) \times 2$点を加点</p>												

	65点を下回る工事 (65-得点) × 2点を減点
g	<p>アドプト事業の参加状況</p> <p>申請日の前年1年間に土木施設に関するアドプト事業に参加している場合、加算を行う。</p> <p>徳島市のアドプト事業に参加している 5点 徳島県のアドプト事業に参加している 2点 国のアドプト事業に参加している 2点</p>
h	<p>防災協定の締結状況</p> <p>申請日において、国、地方公共団体または特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）との間で災害時における防災活動について定めた協定を締結している場合、加算を行う。</p> <p>h = 10点</p>

(技術者による格付けの特例)

第3条 土木一式工事及び建築一式工事については、選定要綱第3条第1項及び選定要綱別表第1並びに前条の規定により格付けられた等級にかかわらず、総合評定値通知書に記載されている技術者職員数により、次表に記載された条件に満たない者の等級は、技術者条件を満たす等級まで降級するものとする。

工種	等級	技術者条件
土木一式工事	特A	技術職員が12名以上（ただし、1級の技術者が6名以上必要）
	A	技術職員が6名以上（ただし、1級の技術者が3名以上必要）
	B	技術職員が3名以上（ただし、1級の技術者が1名以上必要）
	C	技術職員が2名以上
建築一式工事	特A	技術職員が8名以上（ただし、1級の技術者が3名以上必要）
	A	技術職員が5名以上（ただし、1級の技術者が2名以上必要）
	B	技術職員が3名以上（ただし、1級の技術者が1名以上必要）

(完成工事高による格付けの特例)

第4条 総合評定値通知書に記載されている各建設工事の種類ごとの完成工事高の年平均額（以下「完成工事高」という。）が、選定要綱別表第1で建設工事の種類ごとの等級ごとに定められている完成工事高条件に満たない者は、選定要綱第3条第1項及び選定要綱別表第1並びに前条の規定により格付けられた等級にかかわらず、完成工事高が完成工事高条件以上となる等級まで降格するものとする。

ただし、しゅんせつ工事については、この規定を適用しないものとする。

2 解体工事の格付けについては、選定要綱第3条第1項の規定にかかわらず、選定要綱別表

第1に掲げるとおり完成工事高により区分するものとする。

(格付けの変更の特例)

第5条 審査要綱第6条の2第1項の規定による格付けの変更を行う場合は、第2条から第4条までの規定を準用する。この場合において、第2条の表中「審査基準日」とあるのは「審査要綱第6条の2第1項に定める日」と、同条の表gの項及びhの項中「申請日」とあるのは「申請日または審査要綱第6条の2第2項に定める書類の提出日」と、同条の表dの項中「申請日」とあるのは「審査要綱第6条の2第1項に定める日」と読み替えるものとする。

(規定外の事項)

第6条 この基準に定めのない事項又はこの基準の規定により難しい事項については、必要に応じて市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成25年6月1日から施行する。

2 第1項の施行日以後の徳島市建設工事請負業者格付基準（以下「改正後の基準」という。）の適用については、平成25年6月2日から平成26年4月1日までの間において行われる改正後の基準による格付けに限り、改正後の基準第2条の表aの項中「同項に定める日」とあるのは「同項に定める日（その日が4月1日の場合は、その前日）」と、同条の表dの項中「申請日の前年」とあるのは「平成24年」と、同条の表gの項中「申請日の前年」とあるのは「平

成24年の」とする。

附 則

この基準は、平成28年12月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。